

広島県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

令和四年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
オレンジ歯科クリニック 有限会社ヒラノ薬局	東広島市西条土与丸六丁目一番二二号 安芸郡府中町青崎東一九番三四号一〇一	令和四年八月一日 令和四年八月五日